

電子納付番号について

電子納付後、電子納付完了メールにより電子納付番号（大文字アルファベット1文字＋8桁の数字）の案内があります。

電子納付番号は申請書作成時などに必要な番号ですので、大切に管理してください。

電子納付を用いて申請書を作成・提出する際の注意事項

「手数料一覧」シートにある申請の手数料納入に電子納付を用いた場合、申請書作成・提出時には以下の点にご留意ください。

- ・電子納付番号（大文字アルファベット1文字＋8桁の数字）を申請書の右肩（記載欄がない様式の場合は余白部分で可）に記載してください。

- ・書類提出先が県機関ではない場合（保健所設置市保健所等）、申請書の提出時に電子納付完了メールの確認を求められます。

申請書とあわせて電子納付完了メールを印刷したものを添付する、もしくは窓口で電子納付完了メールを表示した端末等を提示することで電子納付完了メールの確認を受けるようにしてください。

一括納付、一括申請を行う場合の注意事項

兵庫県電子納付システムでは、同じ申請手数料区分の申請で、同じ日に同じ窓口に出される申請のみ、複数の申請手数料を一括納付することも可能です。

この場合、一括納付した電子納付番号を使用する申請者一覧表を作成のうえ、申請書に添付して提出してください。

その他

申請書様式のうち代表的なものについては、兵庫県電子申請システムe-ひょうごよりダウンロード可能です。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-d/downloadForm/downloadFormList_initDisplay

一般的な電子納付システムに関するQ&Aについては、以下の兵庫県ホームページをご参照ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/denshinofu_faq.html

手数料一覧

手数料名（１５０文字）	URL
覚醒剤製造業者等指定申請手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00149
覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00150
覚醒剤施用機関指定申請手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00300
覚醒剤施用機関指定証再交付手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00302
覚醒剤研究者指定申請手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00301
覚醒剤研究者指定証再交付手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00303
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00304
覚醒剤原料取扱者指定証再交付手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00306
覚醒剤原料研究者指定申請手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00305
覚醒剤原料研究者指定証再交付手数料	https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00307